

静岡県立島田工業高等学校同窓会 会 則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は静岡県立島田工業高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は事務所を静岡県立島田工業高等学校に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦・母校の発展並びに産業の振興に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦互助
2. 母校教育向上のための後援
3. 会員の把握と名簿の管理
4. その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 組 織

(会員)

第5条 本会は次の者をもって組織する。

1. 正 会 員 静岡県立島田工業高等学校を卒業した者
2. 特別会員 母校現職員

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第6条 評議員の定数は20～30名とする。

(評議員の選任)

第7条 評議員は正会員の中から役員会において選出し
会長が委嘱し、内1名を評議員長とする。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は選任後2年とし再任を妨げない。

- 2 評議員の欠員により新たに就任した評議員の任期は前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第9条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は年1回これを開き、次の事項を付議する。

- ア. 事業の報告
- イ. 会計の報告
- ウ. 役員の承認
- エ. 会則の変更、承認
- オ. その他重要事項

但し、会長が必要と認めた時は臨時評議員会を開くことができる。

- 3 評議員会の議決は評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第5章 役 員

(役員の設置)

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 相談役 若干名
2. 会 長 1 名
3. 副会長 2 名
4. 会 計 若干名
5. 書 記 若干名
6. 事務局 若干名
7. 監 事 2 名

(役員を選任)

- 第11条 役員は正会員の中から選出し、評議員会の承認により選任する。
- 2 相談役は会長経験者及び同窓会の発展に功労のあった者の中から役員会の推薦により会長が委嘱する。
 - 3 会長、副会長、監事は役員会の互選による。
 - 4 会計、書記、事務局は会長が委嘱する。
- 第12条 役員任期は選任後2年とし再任を妨げない。
- 2 役員欠員により新たに就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第13条 役員は役員会を構成し、会則の定めるところにより職務を執行する。
- 2 相談役は会長及び役員会の諮問に応じて意見を述べることができる。
 - 3 会長は本会を代表し会則の定めるところによりその職務を執行する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会則の定めるところによりその職務を執行する。
 - 5 会計は会費の出納管理を行い決算報告書を作成する。
 - 6 書記は本会の議事録及びその他必要事項を記録し事業報告書を作成する。
 - 7 事務局は会員名簿及び支部を管理し、運営に必要な事務的処理とともに母校と同窓会との連携を図る。
 - 8 監事は役員職務を監査し監査報告書を作成する。

(役員会)

- 第14条 役員会は役員をもって構成し、本会の目的達成に向け運営が円滑に進められることを目指し役員により重要事項を審議し、且つ執行にあたる。
- 2 役員会の議長は会長がこれにあたる。
 - 3 役員会の議決は役員過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第15条 三役会は相談役、会長、副会長で構成し、役員会に付議する事項を審議する。

(各種委員会)

- 第16条 **事業執行のため、役員会の議決を経て各種委員会を設けることができる。**
- 2 **各種委員会の名称、委員、その他必要事項は役員会において定める。**

(顧問)

- 第17条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 母校校長及び役員経験者を顧問に推挙する。
 - 3 顧問は本会の重要事項に関して常にその相談に応ずる。

第6章 会 計

(経費)

- 第18条 本会の経費は会費、その他寄付金等をもってこれに充てる。
- 2 正会員は卒業の際、会費を納入するものとする。
 - 3 必要に応じ役員会の議決により会費の変更を行う場合は評議員会の承認を要す。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

第7章 支 部

(支部の設置)

- 第20条 本会に会員の希望により支部を置くことができる。
- 2 支部を設置したときは遅滞なく事務局に届出のうえ、役員会の承認を得ること。

第8章 広 報

(広報の方法)

- 第21条 毎事業年度終了後の評議員会報告や本会の動向等はホームページによる掲載方法で行う。

昭和41年 3月10日 施 行
昭和48年 8月12日 改 訂
昭和54年11月25日 改 訂
昭和63年11月20日 改 訂
平成12年11月18日 改 訂
平成27年11月15日 改 訂
令和 2年 7月24日 改 訂